

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 115 号	令和元年度盛岡市一般会計補正予算 (第 4 号)	1
議案第 116 号	令和元年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 1 号)	8
議案第 117 号	令和元年度盛岡市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 118 号	令和元年度盛岡市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 119 号	令和元年度盛岡市病院事業会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 120 号	盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について.....	10
議案第 121 号	盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について.....	12
議案第 122 号	盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する 法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例 について.....	13
議案第 123 号	盛岡市母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金の貸付けに係る 償還の免除に関する条例について.....	14
議案第 124 号	盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について.....	15
議案第 125 号	盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について.....	16
議案第 126 号	永井地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	17
議案第 127 号	盛岡市都南体育館の管理を行う指定管理者の指定について.....	18
議案第 128 号	盛岡市立愛宕山老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	19
議案第 129 号	盛岡市立みたけ老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	20
議案第 130 号	盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室の 管理を行う指定管理者の指定について.....	21
議案第 131 号	盛岡市立飯岡児童センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	22
議案第 132 号	盛岡市産学官連携研究センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	23
議案第 133 号	盛岡市川目生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	24
議案第 134 号	盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理を行う指定管理者の指定について.....	25
議案第 135 号	盛岡市岩手公園の管理を行う指定管理者の指定について.....	26
議案第 136 号	大台地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について.....	27
議案第 137 号	小袋地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について.....	28
議案第 138 号	盛岡市サクラパーク姫神の管理を行う指定管理者の指定について.....	29
議案第 139 号	盛岡市見前南地区公民館の管理を行う指定管理者の指定について.....	30
議案第 140 号	損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることにつ いて.....	31

議案第 141 号	権利の放棄について……………	32
議案第 142 号	市道の路線の認定及び変更について……………	33
議案第 143 号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県 市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について……………	34
議案第 144 号	岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について……………	36

議案第 115 号

令和元年度盛岡市一般会計補正予算（第 4 号）

令和元年度盛岡市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90,778千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112,929,169千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和元年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	20,541,956	20,082	20,562,038
	2 国庫補助金	4,570,950	20,082	4,591,032
17	財産収入	853,008	15,259	868,267
	2 財産売却収入	696,784	15,259	712,043
19	繰入金	2,130,556	42,037	2,172,593
	2 基金繰入金	2,075,484	42,037	2,117,521
22	市債	10,609,281	13,400	10,622,681
	1 市債	10,609,281	13,400	10,622,681
	歳入合計	112,838,391	90,778	112,929,169

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6	農林費	2,579,440	25,705	2,605,145
	1 農業費	2,215,906	25,705	2,241,611
8	土木費	15,416,608	38,120	15,454,728
	2 道路橋りよう費	4,647,445	22,861	4,670,306
	4 都市計画費	8,215,423	15,259	8,230,682
9	消防費	4,565,723	26,753	4,592,476
	1 消防費	4,565,723	26,753	4,592,476
10	教育費	8,376,562	200	8,376,762
	3 中学校費	867,616	200	867,816
歳 出 合 計		112,838,391	90,778	112,929,169

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎・愛宕町分庁舎建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	43,848
保健所建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	19,861
若園町分庁舎建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	5,957
内丸分庁舎建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	4,654
都南分庁舎建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	8,583
玉山分庁舎建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	11,545
クリーンセンター建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	5,135
就業改善センター建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	4,076
図書館建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	5,179
都南図書館建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	9,718
中央公民館等建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	13,201
松園地区公民館建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	8,877
上田公民館建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	8,172
西部公民館建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	5,629

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
玉山地区公民館等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	2,205
遺跡の学び館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	5,225
本庁舎等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	37,181
保健所警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	5,304
都南分庁舎警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	8,615
玉山分庁舎警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	16,585
就業改善センター警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	3,644
中央公民館警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	7,159
上田公民館警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	2,908
玉山地区公民館等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	3,644
防災行政無線(同報系)整備事業に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	147,270
(仮称)盛岡学校給食センター整備運営事業に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和19年度	97億7,216万円に物価変動等による増減額を加算した額
サンライフ盛岡の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和6年度	8,441万円に物価変動等による増減額を加算した額

(変更)

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中央公民館第2企画展示室大規模改修工事に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	1億1,933万円 に物価変動等による増減額を加算した額	自 令和元年度 至 令和3年度	1億3,674万円 に物価変動等による増減額を加算した額

第 3 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
地方道路等整備事業債	2,085,400	2,092,200	借入先 財務省, 銀行及びその他 借入方法 証書借 入又は証券発行 借入時期 令和元 年度 ただし、財政 の都合等により 起債金額の全部 又は一部を翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他 借入先の融資条件 による。 ただし、財政又 は借入先の都合並 びに金融の状態に より繰り上げ償還 し、又は償還年限 を短縮し若しくは 低利に借換えする ことができる。
防災行政無線(同報系) 整備事業債	52,600	59,200			
計	10,609,281	10,622,681			

議案第 116 号

令和元年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

令和元年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第 1 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場建物清掃業務に必要とする 経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	10,851
中央卸売市場警備業務に必要とする経費 についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	23,245
中央卸売市場施設管理業務に必要とする 経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	79,071

令和元年度盛岡市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度盛岡市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和元年度盛岡市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	10,200千円
上下水道局本庁舎等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	10,615千円
新庄浄水場警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	11,915千円

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

債務負担行為に関する調書（補正第2号）

（単位 千円）

事 項	前年度末までの支払 義務発生（見込）額 限度額	当該年度以降の支 払義務発生子定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金
1 浄水場等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担（令和元年度分）	10,200	自 至	令和元年度 令和2年度	10,200				10,200
2 上下水道局本庁舎等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担（令和元年度分）	10,615	自 至	令和元年度 令和2年度	10,615				10,615
3 新庄浄水場警備業務に必要とする経費についての債務負担（令和元年度分）	11,915	自 至	令和元年度 令和2年度	11,915				11,915

令和元年度盛岡市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度盛岡市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和元年度盛岡市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設管理課建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担（令和元年度分）	自 令和元年度 至 令和2年度	2,814千円

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

債務負担行為に関する調書（補正第2号）

（単位 千円）

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生于定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国 庫 補助金	損益勘定 留保資金	その他
1 下水道施設管理課建物清掃業務 に必要とする経費についての債 務負担 (令和元年度分)	2,814			自 令和元年度 至 令和2年度	2,814				2,814

令和元年度盛岡市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度盛岡市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市立病院建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	41,389 千円
盛岡市立病院警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	12,112 千円
盛岡市立病院中央監視及びボイラー運転業務に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和2年度	49,862 千円

令和元年12月3日提出

盛 岡 市 長 谷 藤 裕 明

債務負担行為に関する調書（補正第1号）

（単位 千円）

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国 庫 補助金	損益勘定 留保資金	その他
1 盛岡市立病院建物清掃業務に 必要とする経費についての債務 負担 (令和元年度分)	41,389			自 令和元年度 至 令和2年度	41,389				41,389
2 盛岡市立病院警備業務に必要 とする経費についての債務負 担 (令和元年度分)	12,112			自 令和元年度 至 令和2年度	12,112				12,112
3 盛岡市立病院中央監視及びボ イラー運転業務に必要とする 経費についての債務負担 (令和元年度分)	49,862			自 令和元年度 至 令和2年度	49,862				49,862

議案第 120 号

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について
盛岡市部等設置条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例
盛岡市部等設置条例（昭和33年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市民部」を「市民部
交流推進部」に、「商工観光部」を「商工労働部」に改める。

第3条第4号中オからキまでを削り、クをオとし、ケからサまでをカからクまでとし、同条中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第8号中「商工観光部」を「商工労働部」に改め、同号イ中「観光及び」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 交流推進部

- ア 都市間交流に関すること。
- イ 国際交流に関すること。
- ウ 芸術文化に関すること。
- エ スポーツに関すること。
- オ 観光に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(盛岡市観光審議会条例の一部改正)
- 2 盛岡市観光審議会条例（昭和38年条例第10号）の一部を次のように改正する。
第6条中「商工観光部」を「交流推進部」に改める。
(盛岡市工場等設置奨励条例の一部改正)
- 3 盛岡市工場等設置奨励条例（昭和63年条例第23号）の一部を次のように改正する。
第15条中「商工観光部」を「商工労働部」に改める。
(盛岡市スポーツ推進審議会条例の一部改正)
- 4 盛岡市スポーツ推進審議会条例（平成23年条例第57号）の一部を次のように改正する。
第6条中「市民部」を「交流推進部」に改める。
(盛岡市芸術文化推進審議会条例の一部改正)
- 5 盛岡市芸術文化推進審議会条例（平成30年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市民部」を「交流推進部」に改める。

提案理由

交流推進部を設置するとともに、商工観光部を商工労働部に改めようとするものである。

議案第 121 号

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について
盛岡市都市公園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例
盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。
第8条の2第1項及び第9条中「管理する」の次に「動物公園及び」を加える。
別表第2第2号の表に次のように加える。

保育所その他の社会福祉施設	1平方メートルまでごとに1月 までごとに	150円
---------------	-------------------------	------

附 則

この条例中別表第2第2号の表に1項を加える改正規定は公布の日から、第8条の2第1項及び第9条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡市動物公園の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるため、必要な規定の整備をするとともに、保育所その他の社会福祉施設を設けて都市公園を占用する場合の使用料の額を定めようとするものである。

議案第 122 号

盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条

第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条

第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成29年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条の表甲種区域の項中「及び北飯岡一丁目」を「，北飯岡一丁目，向中野字東道明，字幅，字鶴子及び字畑返並びに津志田6地割」に改め，同表乙種区域の項中「湯沢16地割」を「湯沢15地割及び16地割」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

製造業等に係る工場又は事業場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合に関する基準の特例を適用する区域を追加しようとするものである。

議案第 123 号

盛岡市母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金の貸付けに係る償還の免除
に関する条例について

盛岡市母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金の貸付けに係る償還の免除に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金の貸付けに係る償還の免除
に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条第2項（同法第31条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、母子臨時児童扶養等資金（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）附則第7条第1項に規定する母子臨時児童扶養等資金をいう。以下同じ。）及び父子臨時児童扶養資金（同令附則第8条第1項に規定する父子臨時児童扶養資金をいう。以下同じ。）の貸付けに係る償還の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(償還免除の適用)

第2条 市長は、母子臨時児童扶養等資金又は父子臨時児童扶養資金の貸付けを受けた者が、所得の状況又は母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第22条各号に規定する事由により当該貸付金を償還することができないと認めるときは、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づき、母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金の貸付けに係る償還の免除に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第 124 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について
盛岡市公民館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例
盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

創作展示室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800
第1企画展示室	2,900円	3,800円	2,900円	6,700円	6,700
第2企画展示室	1,500円	2,000円	1,500円	3,500円	3,500

円	4,000円	を	企画展示室	1,500円	2,000円	1,500円	3,500円	3,500円
円	9,600円							
円	5,000円							

5,000円	に,	視聴覚教室	3,500円	4,700円	3,500円	8,200円	8,200円
--------	----	-------	--------	--------	--------	--------	--------

11,700円	を	第3講義室	2,600円	3,400円	2,600円	6,000円	6,000円
---------	---	-------	--------	--------	--------	--------	--------

8,600円	に,	「リハーサル兼音楽室」を「音楽室」に改め,	別表第5号アの表中	大会議室
--------	----	-----------------------	-----------	------

	3,900円	5,200円	3,900円	9,100円	9,100円	13,000円	を	第1会議
								第2会議

室	2,200円	2,900円	2,200円	5,100円	5,100円	7,300円	に改め, 同表
室	1,700円	2,300円	1,700円	4,000円	4,000円	5,700円	

に次のように加える。

ミーティングルーム	1,300円	1,800円	1,300円	3,100円	3,100円	4,400円
-----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

中央公民館及び西部公民館の施設の区分及び使用料の額を改めようとするものである。

議案第 125 号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市立学校に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例
盛岡市立学校に関する条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。
第3条の表盛岡市立繫中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

繫中学校を廃止しようとするものである。

議案第 126 号

永井地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 永井地域交流活性化センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 127 号

盛岡市都南体育館の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市都南体育館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市津志田14地割19番地 1
 - (2) 名 称 見前地区体育振興会
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 128 号

盛岡市立愛宕山老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立愛宕山老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 129 号

盛岡市立みたけ老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立みたけ老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 130 号

盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室の管理を行う
指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
 - (2) 名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 131 号

盛岡市立飯岡児童センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立飯岡児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 132 号

盛岡市産学官連携研究センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市産学官連携研究センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市上田三丁目18番8号
 - (2) 名 称 国立大学法人岩手大学
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 133 号

盛岡市川目生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市川目生活改善センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市川目第7地割18番地5
 - (2) 名 称 福名湯親和会
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 134 号

盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡ふれあい覆馬場プラザ
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市青山二丁目6番8号
 - (2) 名 称 青山地区まちづくり協議会
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 135 号

盛岡市岩手公園の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市岩手公園
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市内丸4番15号
 - (2) 名 称 特定非営利活動法人緑の相談室
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 136 号

大台地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 大台地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市松内字新田4番地9
 - (2) 名 称 大台自治会
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 137 号

小袋地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 小袋地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市好摩字夏間木70番地 426
 - (2) 名 称 小袋自治会
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 138 号

盛岡市サクラパーク姫神の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市サクラパーク姫神
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市日戸字新田13番地52
 - (2) 名 称 合同会社ひのと
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 139 号

盛岡市見前南地区公民館の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市見前南地区公民館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市上ノ橋町8番8号
 - (2) 名 称 第一商事株式会社
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 140 号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定める。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 和解及び損害賠償の相手方 住所
氏名



2 和解の内容

損害賠償を3のとおり定め、当事者は、この他に債権債務がないことを確認した。

- 3 損害賠償の額 金 604,466円也

4 損害賠償の原因

令和元年10月13日、盛岡市三ツ割字寺山地内において、愛宕山記念公園敷地内にある樹木が強風で倒れ、西側の市道三ツ割 117号線を挟んで向かいの果樹園敷地内に所在する休憩所兼倉庫を損傷したことによる。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 141 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 放棄する権利の種類・内容

(1) 権利の種類 盛岡市市立病院奨学資金貸付金の返還請求権

(2) 権利の内容 相手方 住所
氏名

返還請求金額 金 1,224,000円也

2 放棄する理由 看護師として市立病院に5年以上在職し、その勤務成績が優良と認められるため。

3 放棄する時期 議決の日

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号及び盛岡市市立病院奨学資金貸付規程第16条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 142 号

市道の路線の認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更するものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路線名	起点	終点
A b 786	黒石野二丁目22号線	黒石野二丁目65番9地先	黒石野二丁目65番12地先

2 路線の変更

整理番号	路線名	起点	終点	
A b 405	箱清水一丁目19号線	箱清水一丁目36番7号地先	新	箱清水一丁目147番11地先
			旧	箱清水一丁目36番5号地先
A c 387	山岸一丁目17号線	山岸一丁目9番42号地先	新	山岸一丁目53番24地先
			旧	山岸一丁目13番23号地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 143 号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するものとする。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合同規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	陸前高田市及び大船渡市営林組合
釜石大槌地区行政事務組合	二戸地区広域行政事務組合
岩手沿岸南部広域環境組合	岩手・玉山環境組合
宮古地区広域行政組合	矢櫃山造林一部事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡北部行政事務組合
一関地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合
大船渡地区消防組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合
北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区消防組合	気仙広域連合
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合
岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づ

き、議会の議決を求めるものである。

議案第 144 号

岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について

岩手県市町村総合事務組合の財産処分を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 289条の規定により協議するものとする。

令和元年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

(岩手県市町村総合事務組合の財産処分)

- 1 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が同組合の常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務（以下「退職手当支給事務」という。）の共同処理を行うために岩手県市町村総合事務組合に納付した負担金総額から事務費に相当する額及び岩手県市町村総合事務組合が盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の職員に支給した退職手当の総額を控除した額（以下「還付金」という。）のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持分額に相当する額を、岩手県市町村総合事務組合は、盛岡市に還付する。
- 2 還付金のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理している矢巾町の持分額に相当する額は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散にかかわらず、岩手県市町村総合事務組合に帰属させる。

提案理由

令和 2 年 3 月 31 日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴う岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。